

「経済における国家の問題」(一)

高橋 良三

国民の一人一人の意思や感情に拘わりなく、あらゆる非行を敢えておこなった過ぐる日の戦争体験の中から、国家という巨大な権力組織に対する深刻な反省が呼び覚まされた。その経済学的視点からする反省が、いわゆる国家独占資本主義の諸理論であるといつてよからう。国家の権力的行動が国民の経済活動のグラウンドを設営したり、ルールを制定したり、あるいはそのアリナを管理したり、鼓舞したり、落伍者を救護したりといったようなかわりであった限りにおいては、問題は比較的簡単であった。いな、少くとも簡単であるかのようにみえた。いわば、国家という存在が経済学的の研究にとつて、方法的に「与件」として扱かい得るかぎり、私的経済を基調とする国民経済にあつては、「必要悪」(necessary evil)として、ある種の和解が成立していたのである。しながら、資本主義経済の成長は、その内部にひそむ矛盾をもまた成長させずにはおかなかつた。矛盾の成熟とともに訪れる体制的危機に当つて、経済の外側から救済の手を差しのべ、肩を貸した国家は、もはや経済にとつて単なる与件ではありえない。それは経済を支える有力な柱として、積極的意味を担った存在となつたのである。それでは、今日の国家は「必要悪」でなくて「必然善」とでもいふべき存在にその性格を転換したのであるか。

それとも、依然として「必要悪」であり、むしろ「組織悪」の典型として「国家悪」を追究されるべきものであろうか。その姿においても、その力においても、ますます怪物性を顕らわにしているこの《Revolution》の正体が一体何であるか。

近代における個人の自覚は私的経済を成立させた。労働の分化は革新された新技術の導入とともに益々進展して行き、これに伴って所有の私的性格は愈々鮮明になってきた。このことは旧い共同体の解体を意味するものであり、個人の解放をもたらしたものであった。私的経済は、その要求する自由を保障する装置として、「已むを得ない悪」であると認めながらも、私的所有の権利を中核とした法体系によって私的集団の無定形性を秩序づけるべき国家を形成したのである。私的経済の制度化はまた同時に国民経済の成立でもあった。本来、純粹な私的個人は民族とか国民とかに拘わりなく、直接に人類ないしは世界社会にまで結びつくはずである。経済活動の自由は世界経済の原則でなくてはならない。しかし、私的経済の組織された歴史的现实の姿態は世界経済でなくて国民経済であった。われわれはこの歴史的事実に注目しなければならぬ。

いうまでもなく、国民経済の構成分子は私的経済であり、私的経済の支配的形態は企業と家計である。資本主義的生産様式の下での人間関係はすべて私的関係である。ここでは、富に対する支配者、所有者とその用役者、労働者とは相対立する利害関係に立ちながらも、一つの組織体としての国民経済の中に組みこまれたのである。それは国民を範圍とする総合経済であるとされているが、対立する利害関係者を一つの組織体として縛めるもの

は何なのであろうか。ある国民経済は他の国民経済に対しては鞏固な私的性格をもった存在である。本来世界市ワールドマーケット民であるはずの私的個人が、現実には国民として限定された存在であることを否むことができなかったのである。国民経済が成立するためには、国民が成立していなければならぬ。一定の領域内に生きる人々の間に、共通の言語や感情が成立しており、信仰や教育や交通や政治その他の文化的諸相の統一がなくてはならない。それは単に経済的組織につきるものではなく、様々な経済外的諸力を抱摺した統一的秩序である。経済の本質を私的経済性において捉えた古典的経済学の立場ですら「国民の富」について考えざるを得なかつた事実は見逃がせないところである。私経済の集合は依然として私経済である。個別経済を幾ら寄せてみてもやはり多くの個別経済であるにすぎない。国民経済の課題は、単に私的経済の自由や利益の確保だけでなく、公共的利益や社会的秩序の保障とか政治的国民的意識の統一とかいった点を疎外しては考えられない。経済学がもともと経国済民の学であり、政治的経済ポリティカルエコノミーの学であつたことに思いを致せば、歴史的现实としての経済に含まれている非合理につき当りざるをえないであろう。歴史の世界における経済はまさに非経済との結合体としてのみ存在するといわねばならない。

国家ないしはその機能態としての政治が要求する内包的求心的統一性と、私経済が要請する外延的遠心的拡張性とが国民経済において統一され結合されているのが歴史的现实である。しかし、その結合の仕方は必ずしも固定したものでなく、国により時代にしたがって、相違と変遷が見られるのである。資本家の生産様式が支配的地位を打ち立てた当初にあつては、経済的契機が政治的契機に対してはるかに優位に立っていたことは周知のことであり、少くともイギリス国民経済にあつてはその典型が見られたのである。ここでは、経済行為の主体は私的個人主義の世界観を把住し、私的営利を行動原理した。したがって、そのような私的経済の集合体を内面から支

える公的原理としては、せいぜい自然法的「予定調和」の信仰か「自然的秩序」への信頼があるに過ぎない。

「自由放任」を主張した近代資本主義が営業の自由に拘束を加えたり、自由競争を制肘したりする国家権力を否定して、国家の一義的任務を私的経済の自由な活動を保障する点に求め、彼らの営利行為の場としての市場の環境整備の仕事を押つけたことは見安い道理といわねばならない。あらゆる地上的存在はひとしく神の被造物であるとして、個人の上にこれを超える権威を持つ国家などという存在を是認することを許さなかつた清教徒的信条からすれば、国家はまさに、『黙示録』にいう「深淵からの怪物」であり、それ自体が一つの巨大な害悪にはかならない。市民生活を統制したり干渉したりする国家は正に害悪であるが、自由な営利行為の競合からくる狼的人間の相克状態の危険を制御したり防衛したりする限りににおいて、国家は正に己むをえざる悪であり、必要悪である。ここでは、国家はもはや私的個人の権利を擁護する番犬にすぎない。国家は私的個人が結合して構成する市民社会の上に君臨する王者ではなく、ただ政治的権力の機能者としての政府の同義語であるにすぎない。それは市民社会の自由と自治を護る請願巡査の組織なのである。そして、その機構は多数決を理性原理とする議会制度に依拠して国家意思を擬制した。国家の行動はすべて法律に準拠するのである。したがって、立法者に近づくこと、否これと一体化することこそ、その権力を自己のものとする唯一の道であるといわねばならない。

「王を知らず祖国も知らぬ資本」とはいえ、その増殖本能がこのような政態の利用価値にいつまでも盲目でいるわけがない。国家必要悪観は、やがて夜警国家観を回転軸として、国家必要善観へと百八十度の大旋回を遂げることとなったのである。

経済社会は本質的に利益社会（Gesellschaft）である。私的所有と排他的独占の確保と拡大を本命とした市民の

amorphe な集団である。旧い身分制から解放された自由で平等な市民達の自己中心の経済活動の統一は、風土や言語や慣習や宗教などの国民的、経済外的諸契機に支えられて、まず直接的な調和の姿をとって顕れたのである。フィジオクラートはこれを「自然の秩序」と説いたし、スミスは「見えざる手に導かれ」て現実した予定調和の顕現と観じたのである。しかし、私的経済の旺盛な推進は、このような直接的調和がそのままで推移することを許さなかった。私的営利の原理が公的秩序の原理を超えた自律的展開を示す段階に達したとき、ordo ordinatusとしての国家は、その本来の姿を「政策」として顕わに示したのである。すなわち、対外的には貿易保護政策として、対内的には労働保護政策として、経済を規制しはじめたのである。ここでは、私的個人性を原理とする経済を是認しながらも、公的社会性の立場に立つて私経済をその外側から規制し干渉する統制原理の主体としての国家が浮び上ってくる。経済の主体はどこまでも私的個人であるが、その自由を規制し恣意に干渉する政治の主体とは対立の形をとらざるをえなかった。市民的利害と国民的利害とはもはや直接的調和性を喪失して、両者は対立拮抗し調和の現成を不可能とする状態になった。この分裂した両つの契機を調停し媒介するものとしてデモクラシーの政治機構が登場する。すなわち、代表制にもとづく多数決的妥当性が、両者の対立を超える *volonté générale* として君臨することになる。人々は、ここではじめて、個人と社会との分裂が具体的統一にまで齎されたかのように確信する。私経済の番犬にまでなり下った国家が、その失権を回復し、真の現代国家が建設されたとする。しかし、今日の問題はここで終ったのでなくて、まさにここから始まったといわねばならない。

二

ここで私は、いわゆる専門家たちが国家とは何かという問題について、何う答えたかについて些か顧る必要があるように思う。国家についての最も通俗的な見解を示しているもの一つにマキイバアのそれがある。すなわち、「国家は一定の目的を遂行するために強制的権力を賦与されている government によって公布された法律に基づいて、地域的に限界の明確な community の内部で社会秩序の普遍的諸条件を維持する一つの association である。」⁽¹⁾という。このような見解は、近代の法治国家を祖上に上せる限りに於いて、一応の妥当性をみる事ができるといえよう。ただし、法または法律といつても、国民の意思との関連は厚薄様々のものがあつて、その実質は一樣に断定しがたいものがあるからである。単に支配者の一方的命令が法律として宣布され強権を背景として施行される絶対主義的専政の形態による場合もあれば、代表制や多数決原理によって合理化された形で公布される民主主義的法律もある。暴君の恣意的専制的支配の行われる国家は、この場合もはや国家としての範疇からはみ出してしまふ。また、現実の国家が *ordo ordinatus* としての法律の一般的妥当性を要請するものとして、必然的に全体社会的構造をもっている限り、一部の成員のみで構成されている他の *association* から根本的に区別されるべきものであること、さらに、その結合は一定の共同目的を達成するために組織された協働形式であるに拘らず、国家の場合とはえ究極の目標は共通であるとしても、現実には動反動の姿をとるものであること、などは、マキイバアの定義の中からは十分汲みつくせないものがあるといわねばならない。それにも拘らず、社会秩序の外的諸条件の維持が法律にもとづいてなされるというこの通俗の見解は一応支持されねばならない。

何となれば、それなればこそ現実の国家生活にあって、人々は、諸階級は立法の府に接近しようとし、あるいはこれを自己の勢力下に収めようと努力している事実を見逃しえないからである。

少くとも近代法治国家を問題とする限り、法と国家とを密接不可分なものと規定することは一概に誤りであるとはいえない。近代法治国家にあっては、国家権力の顕現が法の公布施行以外の仕方であつては、注目に値する点に注目すれば、マキイバアの規定を首肯することができる。さらに一歩進んで、ヴォルツェンドルフのように、国家の支配者意思をその恣意にまかせず一定の規範の限界の中に拘束するためにこそ法が要求されるとするものさである。⁽²⁾

だが、ケルゼンに至つては、このような法と国家の二元性を認めない。彼にとつては客観的価値であり、法的規範体系そのものである。彼にとつて国家という客観的形象は「心理学的研究に与えられる心意過程の主観性に根本的に対立し、主観的意欲や希望から独立した規範的秩序の客観的妥当性以外の何ものでもない」⁽³⁾のである。だが、このように、国家を単なる規範体系として当為の意味形象に還元してしまうことは、国家を空虚な形式としてのみ捉えることであつて、歴史的現実の中で躍動する現実態に眼をおおうことである。法的規範は先験的理念でもなければ形而上学的な実体でもない。つねに人間の現実的生活を基盤として、その中に働きつづけることによつて実存するものである。法がもしそのようなものではなかつたとしたら、現実的妥当性を持ちうるはずがない。現実の法は、特定の支配者あるいは支配者の意思を体する一群の支配者層によつて制定される場合もあれば、国民の代表者によつて制定される場合もある。しかしいずれにしても、国民社会の中に占める特定階層の意思を反映するものであるということができる。だからこそ、法はまた他の社会層のより強力な意思の表明によつて改変されることもあるのである。すなわち、一と度制定された法律は個々人の意思から独立し、これを超えた客観的

妥当性をもつけけれども、その妥当性はこれを与えた国民多数の意思によって否定されもするのである。永遠の生命を誇りうる実定法なるものはかつて存在したこともないし、将来もまた存在しえないであろう。法律は歴史的現実的國家の政治生活を反映するものであって、立法、施行、そして廃止の過程がその内容であるといえよう。國家は抽象的普遍の世界であり、その具体的現実の過程としては、これを構成する私的個人の政治生活以外に存在の場は求められない。そしてそれは究極的には公的國民的目的實現のための合意を志向しながらも、現実には不斷の動反動の反復過程の中にあるものといえよう。

國家を單なる規範体系として平面的靜態的にしか捉えなかつたケルゼンに対する私の批判は、マクス・ウェーバーのいわゆる國家行為説にいちじるしく接近したようである。彼にとって近代國家は一つの技術体系にすぎないものであり、企業ベトヤツプの一種であるにすぎない。「近代國家とは、ある範圍内において正当な物的強制力を支配の手段として有効に独占すべく努力してきたところの、組織的な支配団体である。」⁽⁴⁾ 彼はこのような國家を、それを代表している成員の行為の経過する可能において捉えるのである。かりに裁判官が法の客觀的妥当性について主觀的に思惟する表象に基づいて一定の意思を表明し、これを原因として心理的物的強制が結果として現われるとすれば、國家はこの裁判官の行った判決という行為において顯現するのである。⁽⁵⁾ しかしながら、このように國家を個々の成員の行為に解体し去ることは、個々の成員の動反動の諸行為が織り成す社会形態としての國家を見失なうおそれがないであろうか。國家を行為過程の因果連関に還元して、その行為の統体としての客觀的形態を見落すのもまた、正しい國家認識とはいえない。といって、私は國家學者や國法學者の形態論的把握に左祖するものではない。いわゆる國家法人説はその擬制か実在かが論争されてきたが、それはどこまでも法學上の便宜

に従がうにすぎないものであって、われわれからすれば、経済的、政治的、宗教的、その他あらゆる文化的諸団体は実在するのである。しかし、これらの団体に人格を与えるのはあくまでも取扱以上の便宜からくる擬制であり、法技術的範疇である。したがって、かつてブルンチェリーが、国家を「政治的に組織された一定国土の Volksperson である。」として、独立の人格にまで押しあげたのも、過度の比喩的表現といふべきであつて、国家存立の根拠を全体性とか民族精神の中に求めた形而上学的国家観と何ほども隔つていないといえよう。

さきに見たように、国家を組織的支配団体としたウェーバーの見解をさらに徹底した形で強調しているのがマルクス主義の国家観であるといえよう。エンゲルスは国家を被圧階級の抑圧と搾取のための階級国家であるとして「経済的に支配的な階級国家であり、またそれを媒介として政治的に支配的な階級国家である。」と規定してゐる。⁽⁷⁾ 国家理由 (ragione di stato) をこれほど明確に示したのもその類が少いといえよう。全国民は抑圧者層と被抑圧者層あるいは搾取者と被搾取者の両つの人口群に分裂して、前者が後者を搾取し抑圧しながらも、両者は一つの国民国家的秩序の中で協働している姿を見ている。しかしこれが、近代国家は「資本による賃労働の搾取の道具である。」⁽⁸⁾とまで展開してくると、その国家理由の簡明さはいよいよ増すかのようにではあるが、国家そのものの実体がかえつて不鮮明な輪廓の中に霧消してしまふ。すなわち、このように国家を単に階級支配の道具または機関とみる立場からは、被搾取者階級はただ国家権力行使の対象であにすぎず、国家の組織の外におかれ、国家はただ抑圧階級だけを組織した集団であり、搾取や抑圧のための装置を具えた諸機関を意味することになる。それはもはや国民全体を包摂する公的組織ではなく、ただ一部の成員のみの組織であるといわねばならぬ。このように、国家を支配機関と同一視する見解は、何もマルキシズムに限つたものでなく、エリネックが指

摘しているように、国家を感性的に知覚しうる支配的地位にある諸人格に還元する實在論的国家観にみられるところである。

しかしながら、われわれは国家の機関と国家それ自体とは一応区別して考えなくてはなるまい。国家はまさに治配の組織であるが、その内容は国民全体を治配と従行との関係による協働の組織として秩序づけられた集団である。一定の地域に領土に定住する全人員の協働の維持存続を可能にするために組織が形成される。この組織に準拠して成員としての全国民は納税その他の義務を履行したり公民権を行使したりする。したがって、その機関は国家の組織が指示する意味内容にしたがって行動する組織的集団である。国家機関は全成員の生活活動の根本原則を決定し、これに拠つてその活動を方向づけたり調整したりすることによって、国民生活を統制管理し一つの統一を実現しようとすることを任務とする組織体である。その活動は国家組織の指示にしたがうものであるから、絶対主義的国家における機関は統治者である君主または貴族の治配行為に対してそれ以外の全国民の従属行為を適合させることによって既存の協働様式を存続させることを自己の使命として働くであろうし、民主主義的国家の場合は、少くとも論理的形式的には、統治者は国民全体であり被治者は各個の国民であるから、その機関は、国民全体の利益に成員各個の利益を調整することを使命として国民全体の意思を代表して治配活動をするはずである。前者にあつては、機関の意思は少数の治配者の意思を反映して、彼らの利益の維持拡充が志向されるであろうし、後者の場合は、国民全体の利益の維持拡充が志向されなければならない。

右に述べたところは、ただ国家と機関との論理的構造についてみたにすぎない。さらに一歩立ちいって、国家組織を搾取階級の組織として表現通り解するとしても、資本家地主階級自体がそのまま国家にまで組織されてい

ること意味するわけではあるまい。事実としては、せいぜい搾取階級から送られた代表者によって構成された公法的機関であることを指摘するに止まるものである。この場合も、搾取階級自体は直接国家構造の中に組織化されているわけではなく、その外にある利益社会的存在である。もちろん、前段でのべたような論理構造をもつ組織であるから、その治配活動には搾取階級の利益の存続拡充が志向され、両階級の対立や抗争を反映して、国家はいちじるしく利益社会的相貌を呈するであろう。しかし、利益社会はそれ自体で公法的組織をもつものでなく、本質的に私的存在である。たとえば、利益社会的範疇としての諸階級が集団的行動を企図して組織化され、国家の公認を経て合法性をもった場合でも、その組織自体が国家の組織的構成の中に入ってくるわけではない。今日われわれが体験する現実の国家はまさに利益社会的性格を濃厚に露呈しているといえよう。それにも拘らず、なお利益社会的範疇をもつて覆いつくせぬもののあることを、人々は身をもつて知っているはずである。それがもし単なる利益社会にとどまるものであれば、結合目的の実現が私にとって不如意である場合は容易にそこから離脱できるであろう。その目的や行動に首肯し難いものがあれば、私は直ちにそれを背を向けて立ち去ることができらるであろう。しかし、国家にはそうした私の恣意を許さぬものがある。その強権をもつて護られた意思や行動の超越的性格は一体どこから来たのであろうか。本来、私的経済を成員とするユニバーサルな市民社会を国民経済にまで組織化した「国家」という存在の本質について、法学的ないし社会学的な観点からの素描を試みたわけであるが、次には角度を変えて、現代国家が現実の経済生活とどのような出合いを現出しているかの現象をたずねることの中から、その本質の一端にふれることを試みよう。

(1) R.M. MacIver, *The Modern State*, 1926, p. 22.

- (2) C. Schmitt, Soziologie des Souveränitätsbegriffes und Politische Theologie, Erinnerungsgabe für Max Weber, II. Bd. 1923, S. 18. vgl.
- (3) H. Kelsen, Der Soziologische und der juristische Staatsbegriff, 1922, S. 44.
- (4) M. Weber, Gesammelte politische Schriften, 1921, S. 402.
- (5) M. Weber, Gesammelte Aufsätze Wissenschaftslehre, 1922, S. 416. vgl.
- (6) J. C. Bluntschli, Allgemeine Staatslehre, 1875, I. Teil, S. 27, vgl.
- (7) F. Engels, Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats, 1921, S. 180.
- (8) F. Engels, a. a. O. S. 180.; Lenin, Staat und Revolution, S. 14.; M. Adler, Staatsauffassung des Marxismus, 74-5, vgl.
- (9) Jellinek, Staatslehre, S. 145 f. vgl.